

「情報」科目における「図書館」(その2)

藤間真

桃山学院大学 経済学部
〒594-0098
大阪府和泉市まなび野1-1
tohma@andrew.ac.jp

谷本達哉

羽衣国際大学・羽衣学園短期大学
〒592-8344
大阪府堺市浜寺南町1-89-1

志保田務

桃山学院大学 経営学部
〒594-0098
大阪府和泉市まなび野1-1

西岡清統

大阪市立大学大学院創造都市研究科
〒558-8585
大阪府大阪市住吉区杉本 3-3-138

概要

昨年度に続き、高等学校で新しく始まった教科「情報」において「図書館」がどのように扱われているかを調査した。今回は、教科書出版社及び大学教職課程「情報科教育法」担当者を対象にアンケート調査を行い、その結果に対して考察を加えた。

そこでは全体として“形(かたち)としての図書館”という見方がなされている一方で、“情報基盤としての図書館”や“情報のプロフェッショナルとしての司書(ライブラリアン)”と言った、いわゆる図書館情報学的知見に基づいた捉えられかたはされていない、と言える。

その要因の一つに、今回の調査対象である大学教員を含めて一般に、このような図書館情報学に関わる知識が浸透していないことが挙げられる。更にその背景には現在、図書館が提供しているサービスを始めとして、図書館そのものに対する初歩的認識のあり方が関係しているのではないかと推論される。

1. はじめに

「調べ学習」を重視する平成元年(1989)度の指導要領の改訂によって、公共図書館に負担がかかっている事例は、たとえば『現代の図書館』の40号の特集に見るように枚挙にいとまがない。このことからわかるように、初等中等教育の変遷は学校図書館のみならず公共図書館にも大きな影響を与えてきた。

さて、2003年度より高校に新教科「情報」が

導入された。この科目の導入による図書館への影響に関しては、2004年11月の図書館総合展でのフォーラムの一つに取り上げられるなど、図書館界では追い風のように捉える向きがあるようにも見える。しかし、2003年度に我々が研究した、高等学校向けの文部科学省検定済み教科書や大学での‘情報科教育法’向け教科書の調査結果を踏まえると、そのような解釈は楽観的過ぎないかと考えられる。そこで、我々は2003年度の教科書調査に続く検証として、教科書出版社と大学教職課程「情報科教育法」担当者へのアンケート調査を行い、「図書館」への意識を調査した。

2. 我々の動機の背景

SSS2005の性格に鑑み、我々の動機の背景について少し説明を加える。

“Libraries” in the “information” subjects(Vol.2)
M.Tohma(Momoyama Gakuin University.)
S.Shihota(Momoyama Gakuin University.)
T. Tanimoto(Hagoromo Univ. of International Studies)
K. Nishioka(Osaka City University.)

近代における図書館は、単なる資料の集積地ではなく、知る権利を擁護する機関との立場から、そこに帰結する種々のサービスを展開している。更にこの図書館を研究領域とする図書館情報学ではそのような使命感に基づいて情報探索行動に関する研究やサーチャー試験に代表される大規模データベース利用技術への視点をも包含して研究を進めている。

また、学校教育の現場に目を向けても、ゆとり教育が経験主義の流れを汲むものである以上、それを支える学校図書館利用教育の充実の必然性は、戦後教育史の視点からも明らかである。

更に、“図書館の自由に関する宣言”に象徴される、図書館界がみずからの働きとして重視してきた、利用者を保護する(プライバシー)視点や資料・情報の収集・選択についての考察は、情報社会の影に関して重要な先行事例であると我々は考えている。

言い換えるなら、我々は、このような図書館情報学の知見は情報教育の一端を担うにふさわしいものだ判断しており、同時にどのように教科「情報」の中に生かされているかを知りたいと考えるところから本研究を行った。

3. 教科書会社へのアンケート

3.1 調査概要

付録1に示す様な調査票を、検定済み教科書を出版した11社の編集部気付けで送付した。回答は4社より得られた。回答率36%である。回答の概要を表1に示す。

3.2 考察

4社だけの結果なので、断定的な判断は避けるべきではあろうが、あえて分析・断言すると、

- 箱物としての図書館への理解はある。
- 近隣の公立図書館との連携という視点への意識は薄い。
- 図書館情報学的な立場で言う「情報管理」への意識が薄い。
- 司書の専門性への意識が薄い。
- 教科情報では他に扱うことが多く、図書館まで扱えないので、図書館に関しては調べ学習、国語、社会等他の分野に委ねられている。

という所感を覚えざるを得ない。

4. 「情報科教育法」担当者へのアンケート分析

4.1 調査概要

教科「情報」の教職課程認定を受けている185校に対し、各大学情報科教育法担当者宛てに調査票を送付した。設問は付録2に示す。41人の回答を得た。ある一大学からは5人の担当者から重複して回答が寄せられたので、実質的には37校であり、大学数で見た回答率は19%となる。他に担当者に連絡がとれなかった等の理由で無回答の返信が5通あった。回答の概略を表2に示す。

ここで、設問について解説を加える。‘情報科教育法担当者’向けアンケートでは、各項目について5肢から1肢を選択するものとした。その狙いは、情報教育の中に教科『情報』が含まれること、教科『情報』の担当教員養成課程の中に‘情報科教育法’が含まれ、しかも情報科教育法の中で教えるべき内容・重点は担当教員の判断で決定すること、これらの条件を前提として設問を設定して、各々の内容については本来情報教育のどの範疇において扱うべきなのかを問うことにあった。もっとも、自由記述の回答を見る限り当方の説明不足もあり、このような‘狙い’がうまく回答者に伝わってはいなかったようではあるが。

4.2 考察

本アンケートにおいて、断定的な結論を出すには回答率が低すぎるきらいがある。ただ、事前の予測ではこのようなアンケートに答える大学教員は、図書館に親近感があるか、何事にも誠実に対応するような人であろうと推察し、希望的観測をもって分析を進めた。

まず全体的な傾向では先の出版社のアンケートに対する評価と共通する認識を得ることができた。しかし、自由記述の記載内容からは‘情報科教育法’の担当者は教科‘情報’で図書館に触れることにあまり意義を感じていないという意識が垣間見られる。

さて各項目の回答状況について考察する。

学校図書館との連携については、情報科教育法における教育に含まれるべき内容であるという認識はそれなりに定着している。しかし、公共図書館が“調べものをするときに頼りになるところ(機関)”という認知は少ないと判断できる。これは、公共図書館との連携に関しては、教育内容として教科‘情報’の範囲や‘情報教育’の範囲に含まれないと考える人が半数近くいるという結果からの推測である。

次に、専門職としての司書・司書教諭への言及に関する設問を見る。その回答によれば、教科‘情報’においては司書・司書教諭への言及の必要性を感じない人が大半を占めている。このことは、司書や司書教諭が教科‘情報’で言うところの‘情報’を支援する専門職としては認知されていないことを意味している。また、分類や目録を教科‘情報’で扱うことに否定的見解を持つ人が多いことから、図書館情報学的な情報の取り扱いについては教科‘情報’の範疇には含まないと考えられていることが読み取れよう。

一方で、ILLや国立国会図書館の納本制度に関する評価が高いのは、大学教員という立場から研究者に対する支援制度の一つとして、これらに対する一定の認知がなされていると付度できる。また、情報公開制度や公文書館の扱いの高さについては、指導要領において間接的に言及されている帰結だと考えられる。

以上をまとめてみると、‘情報科教育法’を担当する大学教員の多くは、“形(かたち)”としての図書館の知識を欠いているわけではないが、“情報基盤としての図書館”や“情報のプロフェッショナルとしての司書(ライブラリアン)”に関わるような図書館情報学的な知識を、高校学校における情報教育に含めることの重要性については認識していない人が多いのではなかろうかと推察される。

そこには、大学教員(学生をも含めて)身近な存在である大学図書館が、大学教育に必要な情報拠点としてではなく、単なる書物の集積施設として捉えられていることに起因するのではないかと考え、その裏づけと対応策について検討を始めたところである。

5. おわりに

今回の調査では、教科‘情報’を出版している出版社及び大学で教科‘情報’の教員養成にあたる大学教員に対してアンケートを行った。

結果は、「市民の知る権利の擁護機関としての図書館」を学問基盤のひとつとする「図書館情報学」という学問分野に対する理解が浸透していないことが裏付けられた。

謝辞

本研究においては、日本図書館研究会情報システム研究グループ、特に出澤茂博士(桃山学院大学非常勤講師)の支援を受けた。また桃山学院大学総合研究所共同研究プロジェクト03共163「世界市民の育成の一環としての情報教育」より援助を受けた。謝意を表す。

参考文献

- 1) 須永之和 「特集にあたって(特集:「総合的な学習」と図書館)」『現代の図書館』40(1), 2002, p. 3-5
- 2) 藤間真;志保田務;谷本達哉;西岡清統、『「情報」科目テキストにおける「図書館」』、情報教育シンポジウム予稿集: p120-126 2004. 8
- 3) 青山比呂乃 『司書教諭のいる学校図書館と情報教育の可能性——1つの事例報告』「情報の科学と技術」50(8) p425-431、2000
- 4) 三輪真木子、『情報検索のスキル』中央公論新社、2003
- 5) 『「2006年問題」にもう一步踏み込んだ対応を!-図書館総合展JLA主催講演会開催、情報リテラシー教育支援強化策に大きな共感-』、「図書館雑誌」99(1), p8 News欄内、2005
- 6) 藤間真;志保田務;谷本達哉;西岡清統、『「情報」科目テキスト等における「図書館」(その2)』、「図書館界」57(2): p112-119 2005. 7
- 7) 志保田務 『大学の変貌と、図書館・情報利用教育への期待』「図書館界」54(4), 2002
- 8) AASL&AECT編、同志社大学学校図書館学研究会訳、『インフォメーション・パワー: 学習のためのパートナーシップの構築』同志社大学発行、日本図書館協会発売、, 2000

付録1 出版社への設問

以下に出版社向けアンケートの設問を示す。紙面の都合上、二段組で述べているが、実際のアンケートでは一段組みでA4版2枚のアンケート用紙に換抄状を添付して送付した。

まず、御社の社名を御記入ください。

今回の教科書検定に向けて、教科「情報」で準備を進めていない科目があれば御記入ください：

以下の項目については、記述上入れることに努めている事項に「○」、余裕があれば入れることを検討する事項に「△」、特に努めたとはいえない事項に「×」を記してください。

- ・授業で「調べ学習」等を実施する場合には、学校図書館と連携して行うことが望ましいことについて（例えば、学校図書館側と事前に連絡をとることによって必要な資料等を準備してもらうことができる。）

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

- ・「調べ学習」等を宿題として実施する場合には、近隣の公共図書館にも連絡することが望ましいことについて。（事前に連絡することによって、図書館側で関係資料を一人の生徒が独占してしまうことをさけてもらったり、生徒からの質問を学校の宿題に関わるもの対応してもらうことができる。）

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

- ・情報検索のプロセスモデルについて。（例えば、アイゼンバーグのピック6モデル等の情報解決のためのプロセスについて。）

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

- ・学校図書館には「司書教諭」という資格（専門職制度）があることについて。

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

- ・公共図書館には「司書・司書補」という資格（専門

職制度）があることについて。

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

- ・図書館で使われている本（資料）の分類法について。

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

- ・図書館で資料を探す場合には別置資料（分類法とはことなるルールに基づき、所定の書架には置かず別の場所に並べている資料）にも必要があることについて。

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

- ・資料を他の図書館と相互に貸借するといった図書館のネットワーク（図書館協力）について。

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

- ・国立国会図書館は国内で出版されたすべての資料を収集していることについて。

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

- ・官公庁で作られた資料・情報は原則として情報公開制度によって入手することができることについて。

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

- ・官公庁で作られた資料・情報のうち、歴史的価値があると判断されたものは公文書に収蔵されることについて。

	情報A	情報B	情報C
教科書			
指導書			

その他、教科「情報」の教科書作成にあたって、図書館に関連した事項について、なにかお気づきの点等あれば御記入ください。

ご協力ありがとうございました。

付録2 「情報科教育法」担当者への設問

以下に「情報科教育法担当者」向けアンケートの設問を示す。紙面の都合上、二段組で述べているが、実際のアンケートでは一段組みでA4版2枚のアンケート用紙に挨拶状を添付して送付した。

本ページの各設問には、下記の選択肢のうちもっともあてはまる番号をお答えください：

- 1：『情報科教育法』の重要な部分として扱っている。
 - 2：『情報科教育法』の一部ではあるが重要な範囲として扱うわけではない。
 - 3：教科『情報』に含まれるが『情報科教育法』では扱わない。
 - 4：情報教育の内容として必要である。しかし、教科『情報』の範疇には含まれない。
 - 5：初等中等教育の情報教育の内容として必要であると思えない。
- ☆3、4とお答えになった方はどこが適切とお考えかもお書きください。
- ・授業で「調べ学習」等を実施する場合には、学校図書館と連携して行うことが望ましいことについて（例えば、学校図書館側と事前に連絡をとることによって必要な資料等を準備してもらうことができる。）
 - ・「調べ学習」等を宿題として実施する場合には、近隣の公共図書館にも連絡することが望ましいことについて。（事前に連絡することによって、図書館側で関係資料を一人の生徒が独占してしまうことをさけてもらったり、生徒からの質問を学校の宿題に関わるもの対応してもらうことができる。）
 - ・情報検索のプロセスモデルについて。（例えば、アイゼンバーグのピック6モデル等の情報解決のためのプロセスについて。）
 - ・学校図書館には「司書教諭」という資格（専門職制度）があることについて。
 - ・公共図書館には「司書・司書補」という資格（専門職制度）があることについて。
 - ・図書館で使われている本（資料）の分類法について。
 - ・図書館で資料を探す場合には別置資料（分類法とはことなるルールに基づき、所定の書架には置かず別の場所に並べている資料）にも必要があることについて。
 - ・資料を他の図書館と相互に貸借するといった図書館のネットワーク（図書館協力）について。
 - ・国立国会図書館は国内で出版されたすべての資料を収集していることについて。
 - ・官公庁で作られた資料・情報は原則として情報公開制度によって入手することができることについて。
 - ・官公庁で作られた資料・情報のうち、歴史的価値があると判断されたものは公文書に収蔵されることについて。
 - ・図書館利用に関する知見を深めることについて
 - ・「情報科教育法」の実施にあたって、大学図書館と連携を取っていることがあればお答えください。
 - ・「情報科教育法」実施において、貴学の建学の精神との関連を考慮されているか、されているのであれば具体的な内容もお答えください。
- その他、「情報科教育法」の実施にあたって、図書館に関連した事項について、なにかお気づき点等があればご記入ください。
- 差し支えなければ所属大学・学部・学科をお書きください。
- 差し支えなければご出身の学部・学科をお書きください。
- 差し支えなければご専門の研究テーマをお書きください。
- ご協力ありがとうございました。

表 1 教科書会社へのアンケート結果

		教科書			指導書					教科書			指導書		
		○	△	×	○	△	×			○	△	×	○	△	×
学校図書館との連携	情報 A	2	1	1	2	1	1	別置	情報 A	0	1	3	0	3	1
	情報 B	1	0	2	1	1	1		情報 B	0	0	3	0	1	2
	情報 C	0	2	1	1	2	0		情報 C	0	0	3	0	2	1
公共図書館との連携	情報 A	0	2	2	1	2	1	ILL	情報 A	1	2	1	1	2	1
	情報 B	0	0	3	0	0	3		情報 B	1	0	2	0	0	3
	情報 C	0	1	2	0	2	1		情報 C	0	1	2	1	1	1
情報探索プロセス	情報 A	1	2	1	2	1	1	納本制度	情報 A	0	3	1	0	3	1
	情報 B	1	0	2	1	0	2		情報 B	0	0	3	0	0	3
	情報 C	1	1	1	1	1	1		情報 C	0	2	1	1	2	0
司書教諭	情報 A	0	0	4	0	2	2	情報公開制度	情報 A	1	2	1	1	2	1
	情報 B	0	0	3	0	0	3		情報 B	0	1	2	0	1	2
	情報 C	0	0	3	0	1	2		情報 C	1	1	1	1	1	1
司書	情報 A	0	0	4	0	2	2	公文書館	情報 A	0	1	3	0	2	2
	情報 B	0	0	3	0	0	3		情報 B	0	0	3	0	1	2
	情報 C	0	0	3	0	1	2		情報 C	0	0	3	0	1	2
分類	情報 A	0	4	0	1	3	0								
	情報 B	0	1	2	0	1	2								
	情報 C	0	2	1	1	2	0								

表 2 教科書会社へのアンケート結果

	学校図書館	公共	プロセス	司書教諭	司書	分類	別置	ILL	納本制度	公開	公文書	知見
「情報科教育法」の重要な部分	6	4	5	1	1	2	2	4	6	6	5	4
「情報科教育法」に含まれる	13	8	11	4	4	7	4	9	7	13	11	10
教科「情報」の範疇だが「情報科教育法」の範疇ではない	2	5	3	5	4	5	4	6	6	4	3	2
「情報教育」の範疇だが教科「情報」の範疇ではない	9	12	3	12	12	12	12	5	4	3	2	14
「情報教育」の範疇ではない	4	6	4	11	12	8	12	10	11	8	12	4
無回答	12	11	17	13	13	12	12	12	12	12	13	12